

令和5年5月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和5年5月25日(木)

午前10時30分

場 所：波佐見町総合文化会館

1階「小ホール」

1. 出席委員

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 小佐々 和明 | 2番 野川 政春 | |
| 4番 山口 栄子 | 5番 田崎 博 | 6番 西 秀敏 |
| 7番 吉田 正信 | 8番 松添 信子 | 9番 柿川 徹 |
| 10番 松下 英二 | 13番 松田 智敏 | 14番 川島 博昭 |

2. 欠席委員

3. 事務局

事務局長 伊藤 幸治 係長 滝川 昌明

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

7番 吉田 正信 8番 松添 信子

第2 提出議案

議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第 7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第 8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第 9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

「異議なし」により可決承認

議案第 10号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構→耕作者）（案）に対する意見について

対する意見について

「異議なし」により可決承認

議案第 11号 令和5年度波佐見町農作業標準賃金について

「異議なし」により可決承認

第3 報告事項

報告第 1号 解約通知書について

報告第 2号 農地改良等届出について

報告第 3号 農地転用許可除外届出について

令和5年5月25日（木） 午前10時30分 開会

| | |
|------|--|
| 滝川係長 | ただいまから令和5年5月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。 |
| 川島会長 | <会長あいさつ> |
| 滝川係長 | ありがとうございました。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。 |
| 川島会長 | <先月の総会から現在までの会務報告> |
| 滝川係長 | ありがとうございました。それではここからは、議事の進行を会長が行います。 |
| 川島会長 | それでは、議事日程に従がって、会議を進めます。 議事日程第1 会議録署名委員の指名をいたします。 本日の会議録署名委員は 「7番 吉田委員」「8番 松添委員」にお願いします。 |
| | それでは議事日程第2提出議案の審議に入ります。 議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番を議題とします。事務局から説明をお願いします。 |
| 滝川係長 | (別紙資料 議案第6号の申請番号1番を朗読し説明する。) 申請番号1の申請ですが、譲渡人は地区外に居住しており維持管理ができないため、農地の譲渡を検討しておられましたところ、経営規模の拡大を考えておられました譲受人と思惑が一致され、今回の譲渡の申請がされたものであります。 なお、申請された農地については、野菜を作付け予定で、周辺農地に影響を及ぼす恐れもなく、譲受人は地域生産活動に協力し努めるとあることから事務局としては、特段問題ないかと思います。 以上、ご審議方よろしくお願い致します。 |
| 川島会長 | それでは、2番 野川委員補足説明をお願いします。 |
| 野川委員 | はい、2番 野川です。事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。 |
| 川島会長 | それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 |
| 小林委員 | 今はお茶畠のようですが作付けは野菜ですか。 |

| | |
|------|---|
| 滝川係長 | 将来的には野菜を耕作する予定です。 |
| 川島会長 | それではお諮りします。議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番は許可することにご異議ございませんか。 |
| | {「異議なし。」と呼ぶ者あり } |
| 川島会長 | はい、それでは異議なしということで、議案第6号の申請番号1番は、許可することにいたします。 |
| | 次に議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号2番を議題とします。事務局から説明をお願いします。 |
| 滝川係長 | (別紙資料 議案第6号の申請番号2番を朗読し説明する。) 申請番号2番の申請ですが、譲渡人は高齢で病気を患っており維持管理ができないため、農地の譲渡を検討しておられましたところ、経営規模の拡大を考えておられました譲受人と思惑が一致され、今回の譲渡の申請がされたものであります。 なお、申請された農地については、水稻を耕作予定で、周辺農地に影響を及ぼす恐れもなく、譲受人は地域生産活動に協力し努めるとあることから事務局としては、特段問題ないかと思います。 以上、ご審議方よろしくお願い致します。 |
| 川島会長 | それでは、13番 松田委員補足説明をお願いします。 |
| 松田委員 | はい、13番 松田です。事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。 |
| 川島会長 | それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 |
| | (意見なし) |
| 川島会長 | それではお諮りします。議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番は許可することにご異議ございませんか。 |
| | {「異議なし。」と呼ぶ者あり } |
| 川島会長 | はい、それでは異議なしということで、議案第6号の申請番号2番は、許可することにいたします。 |
| | 続いて、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号3番を議題とします。事務局から説明をお願いします。 |
| 滝川係長 | (別紙資料 議案第6号の申請番号3番を朗読し説明する。) |

申請番号3番の申請ですが、譲渡人は体力低下に伴い営農の継続が困難になっているため、農地の譲渡を検討しておられましたところ、居住地近くでエゴマ栽培が可能な農地を探していた譲受人と思惑が一致され、今回の譲度の申請がされたものであります。

なお、申請された農地については、エゴマを作付け予定で、周辺農地に影響を及ぼす恐れもなく、譲受人は地域の活動に協力するとあることから事務局としては、特段問題ないかと思います。

以上、ご審議方よろしくお願ひ致します。

川島会長

それでは、13番 松田委員補足説明をお願いします。

松田委員

はい、13番 松田です。事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

宮崎委員

今もエゴマを耕作されてるのですか。

滝川係長

別の場所で耕作されているようです。

川島会長

それではお諮りします。議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号3番は許可することにご異議ございませんか。

{ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり }

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第6号の申請番号3番は、許可することにいたします。

続いて、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号4番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第6号の申請番号4番を朗読し説明する。)

申請番号4番の申請ですが、経営規模の拡大をしたい譲受人の意向により所有権の移転を行う申請がされたものであります。

なお、申請された農地については、周辺農地に影響を及ぼす恐れもなく、譲受人は地域の活動に協力するとあることから事務局としては、特段問題ないかと思います。

以上、ご審議方よろしくお願ひ致します。

川島会長

それでは、10番 松下委員補足説明をお願いします。

松下委員

はい、10番 松下です。事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号4番は許可することにご異議ございませんか。

{ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり }

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第6号の申請番号4番は、許可することにいたします。

続きまして議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第7号を朗読し説明する。)

今回の申請は、既に申請地は倉庫用地として利用されております。昭和49年に申請者の父が農地法4条の許可を受けることなく、申請地に農機具倉庫兼大工作業場として利用しており、その後、平成15年に体調を崩し農業と建築業を廃業してから自宅用倉庫として利用されていましたが、申請者がこの土地の売買を検討する際に無断転用が判明したため、今回、正式に倉庫用地として転用したいとのことで、県と協議をおこなった結果、「簡易手続きに該当する案件」と判断されたので、顛末書を添付した農地法第4条の追認申請がなされたものです。

なお、簡易手続きに判断された理由としては、長崎県農地転用事務指針に「簡易手続相当の違反案件の基準」がありまして「非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である土地」に該当することになり、昭和49年に倉庫が建築されてから20年以上たっており原状回復は困難であること、及び近隣農地の耕作等への影響はないことの県の判断理由で簡易手続きに該当することになっております。

次に被害防除計画ですが、既に倉庫は建っている状態で建て替えもなく、土砂流出等の被害の影響もなく、隣接農地はありますが、耕作されていないので日照、通風等の影響はないものと思われます。排水計画ですが、雨水のみの排水で自然に水路に流下するようになっています。

以上のことから事務局としては、転用はやむを得ないものと判断いたします。以上、ご審議方よろしくお願いします。

川島会長

それでは、1番 小佐々委員補足説明をお願いします。

小佐々委員

はい、1番 小佐々です、事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は、許可相当として進達することにご異議ございませんか。

{ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり }

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第7号は許可相当として進達することにいたします。

続きまして、議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第8号の申請番号1番について朗読し説明する。)

1番の申請ですが、圃場整備等もなく、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替え地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。

転用の目的は、事業計画者の既存駐車場にある資材置き場を拡充するにあたって、従業員や会社用車両の駐車スペースが狭くなるため、会社の近隣に新たな駐車場を確保するものとなっています。

次に被害防除計画ですが、盛土を最高0.55m実施するということですが、擁壁を設けて土砂流出などの対策を行うとあります。雨水排水に関しては、農業用水路でもある道路側溝に放流するということですが、堤の管理者や水利組合長、地区自治会長、地元の水利管理者に土砂が水路に堆積しないよう側溝の清掃を行うことを約束し放流の承諾を得ています。

また、建築物はなく、隣接する農地もないで、日照、通風等の被害は生じないと思われます。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくお願いします。

川島会長

それでは、13番 松田委員補足説明をお願いします。

松田委員

はい、13番 松田です。事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番は許可相当として進達することにご異議ございませんか。

{ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり }

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第8号の申請番号1番は許可相当として進達することにいたします。

続きまして、議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

滝川係長

申請番号2番の申請については、貸人の名前に誤りがありましたので、別紙のとおり訂正します。また、「被害防除計画書」、「事業計画書」、「土地利用計画図」を別添資料として追加しています。

(別紙資料 議案第8号の申請番号2番について朗読し説明する。)

2番の申請は、金屋郷中ヶ地区で発生した地すべり災害の復旧工事で発生する土砂を同じ地区である前尾溜池の堤体工事で、サヤ土として利用するため、一時仮置場として申請されたものです。申請地は、農用地であるため、原則転用の許可ができませんが、「3年以内の一時的な転用であること、代替可能な土地がないこと、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと」に該当するため、転用可能となっています。

被害防除計画では、最高3メートルの盛り土を行うとありますが、土質に応じた高さ及び安定勾配で積み上げ、緩衝地帯を8メートル設けるとありますので、周辺に被害を及ぼす恐れもないものと思われますし、申請地は事業完了に農地に戻すこととなっていることから、事務局としては特に問題ないものと思っております。

ご審議方よろしくお願いします。

川島会長

それでは、5番 田崎委員補足説明をお願いします。

田崎委員

はい、5番 田崎です。事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番は許可相当として進達することにご異議ございませんか。

{ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり }

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第8号の申請番号2番は許可相当として進達することにいたします。

続きまして議案第9号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第10号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構→耕作者）（案）に対する意見について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第9号について読み上げて説明する。)

今回提出した利用集積計画は、岳辺田郷平瀬1081-6他合計14筆で面積は、合計16, 657m²となります。

利用権設定をするものは岳辺田郷○○さん他6名で、利用権設定を受ける者は公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は新規・水田となっています。

期間はすべて開始が令和5年7月10日からで、10年間の令和15年7月9日までが1筆、2年5ヶ月間の令和7年12月9日までが10筆、2年4ヶ月間の令和7年11月9日までが3筆となっています。

(別紙資料 議案第10号について説明する。)

集積計画に対しての促進計画となります、土地の所在及び面積は、岳辺田郷平瀬1081-6 他合計17筆で面積は合計24, 578m²となります。

利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は 岳辺田郷○○さん 他3名で、種別・利用目的は新規・水田、及び変更・水田となっています。

期間はすべて開始が令和5年7月10日からで、10年間の令和15年7月9日までが1筆、2年5ヶ月間の令和7年12月9日までが10筆、2年4ヶ月間の令和7年11月9日までが3筆、3年4ヶ月間の令和8年11月9日までが1筆、2年6ヶ月間の令和8年1月14日までが1筆、2年3ヶ月間の令和7年10月12日までが1筆となっています。

以上、ご審議方よろしくお願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りいたします。議案第9号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第10号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構→耕作者）（案）に対する意見について」承認することにご異議ございませんか。

{ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり }

川島会長

異議なしということで、議案第9号及び、議案第10号については、承認することと致します。

続きまして、議案第11号「令和5年度波佐見町農作業標準賃金について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第11号について説明する。)

参考資料として令和5年度の「近隣市町における農作業標準賃金一覧表」をつけております。一覧表の波佐見町の欄はは令和4年度の賃金を記載しています。今年度は「田植え・稻刈りの補助員賃金」のみを変更しており、令和4年度は6,400円以上としていましたが、現在の長崎県の最低賃金が1時間853円となっており、8時間で6,824円となりますので、6,900円以上と設定をしております。

以上、ご審議方よろしくお願ひします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りいたします。議案第11号「令和5年度波佐見町農作業標準賃金について」承認することにご異議ございませんか。

{ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり }

川島会長

異議なしということで、議案第11号については承認することと致します。

続きまして、議事日程第3 報告事項に入ります。報告事項第1号「解約通知書について」、報告第2号「農地改良届出について」及び報告第3号「農地転用許可除外届出について」、事務局からの説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 報告第1号、報告第2号及び報告第3号を朗読し報告する。)

川島会長

報告事項については、審議をいたしませんので、これで日程第3報告事項を終わります。

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会5月定例総会を閉会致します。

*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。